

第 4725 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月10日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 生命保険信託契約に係る保険料の取扱い

**Q**：私はこの度、自分を委託者、妻を受益者、信託銀行を受託者とする生命保険信託契約を締結しました。この場合に支払う保険料は、生命保険料控除の対象になりますか？

**A**：対象になります。

### 【解説】

生命保険信託とは、財産管理が困難な事情にある親族等の受取保険金を保全しながら、必要な財産の交付を行うことを目的として利用される信託で、次のような仕組みになっています。

- ① 保険契約者と生命保険会社の間で生命保険契約を締結します。契約者(被保険者)は信託契約の委託者になる者、保険金受取人は受益者になる者とします。
- ② 保険契約者と信託銀行との間で生命保険信託契約を締結します。
- ③ 保険金受取人を信託銀行に変更します。
- ④ 被保険者が死亡した場合には、信託銀行に生命保険金が支払われ、その保険金が信託財産になります。
- ⑤ 信託銀行は、信託契約に基づき、その保険金の管理・運用し、受益者に金銭を交付します。

この生命保険信託は、委託者が死亡した場合に保険金が形式的にいったん信託会社に支払われ、その後、受益者に交付されるというものですから、税務では、受益者等課税信託として扱われます。したがって、このような契約に基づく保険料は、生命保険料控除の対象として取り扱われることとなります。

